

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目次

条例

○福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

条例

福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

福島県知事 佐藤雄平

福島県条例第八十一号

福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成二十三年福島県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(議会議務局総務課)